

議員提出第十二号議案

国民読書年に関する決議

文字・活字は、人類が生み出した文明の崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に繋げていくことは、我々に課せられた重要な責務である。

しかしながら、わが国においては近年、年齢や性別、職業を超えて活字離れ、読書離れが進み、これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

こうした危機意識から平成十三年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、さらに平成十七年には「文字・活字文化振興法」が制定され、具体的な施策が進められたところであり、「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の本年を「国民読書年」と定められたところである。

こうしたことから、学校における「朝の十分間読書運動」や読書の街づくりの広がりなど、国民の間に読書の意識は再び高まりをみせている。

本年の国民読書年を契機に、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指して、広く県民とともに力を合わせ子どもから大人まで広く読書の気運を高めることをここに決議する。

平成二十二年三月二十五日